

宿泊施設
の皆様へ

宿泊税の登録手続きは すべての方が必要です。



※ 休止・廃止しているときは、裏面の窓口までご連絡ください。
下宿営業の場合は手続き不要です。

登録の
期限

令和8年1月8日(木)まで



お早めの手続きがおすすめ!

令和7年11月末まで※に手続きした方

納入申告書と納入書に住所・名称等を印字して送付します。
書類の記入の手間を省くことができます。



※12月以降に手続きを行った方の対応方法は検討中です。

お持ちの資料のみで手続きが可能です。

1人1泊6,000円以上※の宿泊がある

宿泊税が **かかる施設** の手続き

<提出書類>

- ✓ 宿泊税特別徴収義務者登録申請書 **同封**
- ✓ 旅館業営業許可書の写し 又は
住宅宿泊事業に係る届出番号通知書の写し
- ✓ 宿泊料金が分かる書類（ホームページの印刷等）
- ✓ 口座番号が分かる書類（通帳の写し等）

1人1泊6,000円未満※の宿泊のみ

宿泊税が **かからない施設** の手続き

<提出書類>

- ✓ 登録義務免除対象宿泊施設届出書 **同封**
- ✓ 旅館業営業許可書の写し 又は
住宅宿泊事業に係る届出番号通知書の写し
- ✓ 宿泊料金が分かる書類（ホームページの印刷等）

※宿泊料金は税抜き・素泊まり料金で判断



管轄の県税事務所に郵送又は持参

(eLTAxによる電子手続きも可能です)

すでに **4施設** に **1施設** が手続きを行っています。

お早めの手続きにご協力をお願いします。



Miyagi Prefectural Government



登録手続きのご質問にお答えします。

Q1 素泊まり料金の設定がないときはどのように判断しますか？

料金設定の内訳は様々考えられますが、各施設の経営判断によって合理的に設定した料金をもって判断いただきます。

※宿泊料金に対する素泊まり料金の割合が極端に低い場合などには、定期的に行う税務調査の場などにおいて、お話を伺いする場合があります。

例1	
宿泊料金	8,800円
うち消費税	800円
うち食事代	1,000円
宿泊料金	7,000円
⇒宿泊税	300円

例2	
宿泊料金	8,800円
うち消費税	800円
うち食事代	3,000円
宿泊料金	5,000円
⇒宿泊税	0円

Q2 部屋貸しのときの宿泊料金はどのように判断しますか？

1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。

例1	2人の宿泊
部屋料金15,000円 ÷ 2人	
= 宿泊料金7,500円/人	
⇒宿泊税	600円

例2	3人の宿泊
部屋料金15,000円 ÷ 3人	
= 宿泊料金5,000円/人	
⇒宿泊税	0円

Q3 電子手続きはどのようにすれば良いですか？

宿泊税の登録に関する電子手続きは、「地方税ポータルシステム（e L T A X）」を利用して行うことができます。

詳しくはe L T A Xホームページ又は添付の「宿泊税電子手続きのご案内」をご覧ください。

宿泊税の資料はホームページにも掲載しています。

- ✓ 条例などの関係資料
- ✓ 登録申請書・納入申告書の電子データ など



宮城県 宿泊税



☎ 宿泊税に関するお問い合わせ先

事務所名	住所・電話番号	管轄市町村
大河原県税事務所	〒989-1243 大河原町字南129-1 ☎0224-53-3130	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台南県税事務所	〒982-0011 仙台市太白区長町七丁目22-20 ☎022-248-2961	名取市、岩沼市、亶理町、山元町
仙台北県税事務所	〒981-8510 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 ☎022-275-9117	富谷市、大和町、大郷町、大衡村
塩釜県税事務所	〒985-0024 塩竈市錦町5-28 ☎022-365-4191	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
北部県税事務所	〒989-6117 大崎市古川旭四丁目1-1 ☎0229-91-0705	栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
東部県税事務所	〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目7番地 ☎0225-95-1413	石巻市、登米市、東松島市、女川町
気仙沼県税事務所	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 ☎0226-24-2530	気仙沼市、南三陸町